

東京都労働委員会 第3回調査報告書 (JHU)

期日： 2021年10月19日(火)、13:00~13:30

申立人出席者： 山口委員長、山崎書記長、指宿代理人(弁)、加藤代理人(弁)、その他6名

被申立人出席者： 飯塚人財戦略部長、伊藤人財戦略部労務グループ長、

今尾人財戦略部労務グループマネージャー、富田代理人(弁)、山形代理人(弁)

参加者(計40名)： 組合2名、代理人弁護士2名、支援者26名、その他10名

進行：

1. 組合側に対する調査：

(1) 被申立人から提出された書類の確認

- ・ 10月12日付 準備書面(1)
- ・ 乙9号証：9月9日付 ISZ/G-C-021-013 「第2回団体交渉の開催について」
- ・ 乙10号証：10月18日付 ISZ/G-021-017 「申入書」
- ・ 証拠説明書(3)

(2) 期日間の状況説明(交渉も含めたこれまでの経過について)

① 8月4日の交渉について(被申立人の第1準備書面の主張に係る補足説明)

- a. 交渉の冒頭は、申立人より被申立人が団体交渉に臨む姿勢について質疑を行った。
- b. この質疑の後に、団交に社長も役員も出席しない理由を聞いた。しかし、幾度聞いても、被申立人は「団交には交渉責任者が出席すると判断した」という説明を繰り返すのみで具体的な理由を説明しなかった。
- c. この被申立人の対応を受け、30分が経過した時点で、団体交渉の要件を満たしていないと判断し、やむなく事務折衝として交渉を行う旨を申立人から提案し、「不同意ということであれば席を立たれてもかまわない」と伝えたところ、被申立人は「団交でなければやっても仕方がない」として一方的に席を立った。

② 9月21日の交渉について(被申立人の乙10号証の主張に係る補足説明)

- a. 前回9月8日の都労委調査で報告した通り、解雇争議解決のため実質的な交渉を進めることが重要だとの認識から、社長も役員も出席しない交渉ではあったが、申立人としては拡大事務折衝という形で9月21日の交渉に臨んだ。
- b. 9月21日の交渉は、被申立人は団交として、申立人は拡大事務折衝として、という交渉の位置づけに対する意見の違いはあったが交渉を開始した。
- c. 交渉の冒頭では、2010年12月31日の整理解雇がどのような状況で行われたのか、事実確認をすることが解雇争議の解決交渉を進めるうえで相互に重要だということは何度も被申立人に伝え、事実確認から交渉を開始した。
- d. これらの事実確認に対して、周知の事実に対しても被申立人は具体的に答えないという対応であった。交渉開始50分を過ぎた頃から要求趣旨説明を始めようとし

たところ、被申立人から「5分で終わらないなら今日はこれで終わりにしましょう」との発言があり交渉を終わろうとした。

- e. これに対し、申立人は21日と24日の両日で2時間の交渉を申し入れていることを伝えて、24日に交渉を行ったかどうかと提案した。
- f. 被申立人は「なるべく早くという要望があったことも持ち帰り検討して返答する」と発言し、21日の交渉を終了した。しかし、24日の交渉については何の連絡もなかった。その後、10月の交渉予定日について申立人から具体的な交渉可能日を時間も含めて4日ほど提案したが、日程が合わないとの返答で10月は交渉が入っていない。11月についても申立人から6時間枠ほど交渉可能日を具体的に伝えているが、いまだに次回の交渉予定日の連絡はない。

③ 国土交通省への団体交渉の申入れについて

- a. 前回9月8日の都労委調査で報告したが、9月15日に国土交通大臣に団体交渉の申入れを行った。国土交通省が監督官庁としてJALの人員削減策に関与していたことから、部分的な使用者にあたるということで団体交渉を申し入れた。
- b. 9月30日に国交省からは口頭で団体交渉に応じられないという回答をもらっているが、引き続き団体交渉を開催するべきであるということを求めていきたいと考えている。

(3) 会社から提出された準備書面に対する反論についての確認

⇒ 会社の準備書面についてはJHUより反論する旨を伝えた

【委員会】 委員会としては、特に会社の準備書面9ページに、雇用する労働者に関して、「長期間の経過により団交申入れが時期を失したと言える場合は使用者が団体交渉を拒否することに『正当な理由』があるというべきである」という記述について、反論があれば主張をまとめて頂ければと思う。

《JHU》 証拠書類も含めて反論させて頂く。

【委員会】 委員会としては引き続き争点整理して審査を進めていくとともに、形式的な審問をして命令を発するというルート以外に、話し合いによる解決がないか自主交渉の推移を注視していきたいと思う。次回以降これについて何か報告があればして頂きたい。

2. 会社側に対する調査

3. 組合側、会社側合同で10月19日調査の内容確認と今後の進行確認

(1) 調査内容の確認

- ・ 被申立人から提出された準備書面、証拠書類、証拠説明書の確認
- ・ これまでの経緯に係る聞き取りを行ったことの確認

- (2) 申立人から次回調査までに反論文書の提出があることの確認
- (3) 両者の自主交渉の推移を見ながら次回期日を設定
- ・ 次回期日：12月17日（金）、10:30~
 - ・ 申立人の反論文書提出期限：12月10日
- (4) 次回調査までに自主交渉があればその報告をお願いします。

以上
文責：山崎